

平成23年度関東女子倶楽部対抗山梨ブロック予選競技 組合わせおよびスタート時間表

(参加者 11倶楽部・66名)

期日：平成23年6月7日(火)

場所：ヴィンテージゴルフ倶楽部

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	大島 知代巳	都留	相原 ちなみ	甲府国際	野々村 和子	メイプルポイント		
2	8:09	関根 奈穂美	ヴィンテージ	市川 喜代子	河口湖	古屋 美智子	春日居	塚田 香代子	甲斐駒
3	8:18	上田 みさき	甲斐駒	橘 正子	春日居	石井 弘子	都	渡辺 実和子	甲府国際
4	8:27	小野 順子	都留	加賀美 圭子	甲斐駒	橋添 智恵子	ヴィンテージ	田村 和代	オリンピック
5	8:36	安藤 智美	メイプルポイント	高橋 千尋	秋山	志村 房子	春日居	高木 はつの	都留
6	8:45	山本 直子	河口湖	森本 やす子	メイプルポイント	宮下 良美	ヴィンテージ	榎本 榮	都
7	8:54	大竹 昌子	都	近藤 佐絵	甲府国際	手塚 美佐子	ヴィンテージ	西村 道江	メイプルポイント
8	9:03	天野 衣代	昇仙峡	奈良 正江	都留	五味 富貴子	甲斐駒	志村 千恵	甲府国際
9	9:12	太田 依布子	秋山	呉 淑娘	オリンピック	辺土名 きぬえ	都	清水 慶子	昇仙峡

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	田村 淑子	昇仙峡	津堅 典子	オリンピック	佐藤 博子	秋山		
2	8:09	保坂 久代	都	平林 治子	都留	溝口 裕利江	メイプルポイント	小嶋 桃子	オリンピック
3	8:18	丸山 君江	ヴィンテージ	志村 節子	秋山	井川 真理子	河口湖	丸茂 富美子	昇仙峡
4	8:27	大森 節子	甲府国際	星野 雅子	昇仙峡	室井 五月	河口湖	石渡 陽子	都
5	8:36	大石 芳子	オリンピック	保坂 幸子	春日居	雨宮 はる江	甲府国際	宮澤 由紀子	秋山
6	8:45	布施 和子	甲斐駒	山田 良美	昇仙峡	村田 トキ子	秋山	松澤 美智子	都留
7	8:54	星野 道子	春日居	中込 紀巳子	甲斐駒	林 香里	河口湖	鳴川 早苗	オリンピック
8	9:03	坂上 暢子	河口湖	堀米 清美	メイプルポイント	杉田 貴美子	春日居	五味 千明	ヴィンテージ

競技委員長 柴田 章江

平成 23 年度 関東女子倶楽部対抗山梨ブロック予選競技

開催日：平成 23 年 6 月 7 日(火)

開催コース：ヴィンテージゴルフ倶楽部

競技の条件

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格
『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する(ゴルフ規則 186 ページ参照)。
4. 使用クラブの規格
『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I(c)1a』を適用する(ゴルフ規則 184 ページ参照)。
5. スタート時間
『ゴルフ規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 187 ページ参照)。
6. 競技終了時点
競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
7. ホールとホールの間での練習禁止
『ゴルフ規則付 I(c)6b』を適用する(ゴルフ規則 190 ページ参照)。
8. プレーの中断と再開
 - (1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b,c,d に従って処置すること。
 - (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいるときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならない。プレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。
この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則 6-8b 注)。
 - (3) プレーの中断と再開の合図について
通常プレーの中断：
険悪な気象状況による即時中断：
プレーの再開：
} カートに搭載されている無線を通じて連絡をする。
または、競技委員を通じて競技者に連絡する。
9. キャディー
正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I(c)3』を適用する(ゴルフ規則 188 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. 距離計測のための黄色いペイント上に球があつたり触れている場合、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けることができる。
4. ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
5. 排水溝は動かさない障害物とする。
6. 電磁誘導カート用の 1 本または 2 本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、競技者はゴルフ規則 24-2b(i)の救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は、2 打**
7. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
8. 樹木保護のための巻物施設(巻網など)はコースと不可分の部分とする。
9. 4 番と 5 番ホール、6 番と 7 番ホールおよび 17 番と 18 番ホールの間の白杭を結ぶ線を越えて、**現にプレーしているホール以外のコース上に止まった球**は、アウトオブバウンズの球とする。

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更があるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 コイン(30 球)を限度とする。
3. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

競技委員長 柴田 章江